

本訴：平成26年（ワ）第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年（ワ）第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部宣男

本訴被告・反訴原告 松崎 参

## 準備書面 (2)

平成27年11月4日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小川 隆太郎



同 小田川 綾音



同 高井信也



同 中島広勝



同 永里桂太郎



同 細川潔



同 本田麻奈弥



同 山下優子



同 渡邊彰悟



本書面は本訴について述べるものであり、以下原告は本訴原告、被告は本訴被告を指すものである。

## 第1 はじめに

本書面では、被告準備書面（2）及び同（3）に対して、原告被告双方の主張の位置づけを確認しつつ反論するものとする。

すなわち、被告は、

- ・ ホタル館における累代飼育等が虚偽であったことや能登町ないし小山町との契約において不正のあったこと等に関する表現について、公共利害、公益目的、適示された事実が真実又は真実相当性を具備していること（被告準備書面（2）主に13～16頁、被告準備書面（3）4頁以下）、
  - ・ ナノ銀による放射能除染に関し、科学的根拠を欠くことから、その旨論評した各表現行為については高度に保障されるべきところ、本件被告の表現行為は事実に基づく合理的推論に基づく論評であって違法性を帯びないこと（被告準備書面（2）主に12～13頁、16頁以下、）、
- をそれぞれ抗弁として主張するようである。

しかし、これらの抗弁にはいずれも理由がなく、原告の請求が認められるべきことは明らかである。

## 第2 一般論部分に関する認否

### 1 「1 論評における名誉毀損法理」

#### （1）「(1) 政治活動に関する論評の権利と論評される側の受任義務」

第1段落及び第2段落は認め、第3段落については否認する。

被告が引用する東京高裁平成14年5月23日判決は、選挙によって選ばれる県議会議員の不正行為（脱税）にかかる判決であり、単なる自治体の一般職員を対象としていないことが明らかであることについては、原告準備書面（1）第2・1（3）記載のとおりである。

(2) 「(2) 被告の論評の合理性」

ア及びイ記載の事実は認め、ウ記載の事実については否認ないし争う。

2 「2 事実の摘示であるとして名誉毀損行為には当たらないこと」

(1) 「(1)」について

特に認否しない。

(2) 「(2)」について

被告が指定する被告による表現行為のうち、(ア) 及び(エ) の中に能登町の公社との契約に関して言及されている部分があることは認めるが、その余は否認ないし争う。

ア 「ア」について

認否も含め、本書面第3・2において詳述する。

(ア) 「(ア)」について

板橋区において「東京都板橋区契約事務規則」(乙11)が存在し、所定の意思決定及び事務手続きが要求されていること、並びに、原告がホタル施設館長の名義を用いて契約を締結したことがあるという事実は認め、その余は否認する。

クロマルハナバチの飼育販売への関与については、板橋区の意思決定に基づいて行われていた。

(イ) 「(イ)」について

板橋区において「東京都板橋区公有財産規則」(乙12)が存在し、所定の意思決定及び事務手続きが要求されていることは認め、その余は否認する。

イノリー企画の開業については、板橋区の担当者と相談の上、行ったものである。

(ウ) 「(ウ)」について

原告が懲戒免職された事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

原告は当該懲戒処分について争っており、当該処分の取消請求訴訟は、現在も東京地方裁判所に係属中である（事件番号：平成27年（行ウ）第256号）。

イ 「イ」について

認否も含め、本書面第3・3において詳述する。

(ア) 「(ア)」について

平成24年2月1日から同年3月21日、ルシオラが静岡県小山町で「平成23年度多目的グランドホタル水路整備委託」を施行したこと、当該対価が6,594,000円であったこと、ルシオラが作成した書面（乙7）中に原告が「主任技術者」と記載されていることは認め、その余は否認する。

(イ) 「(イ)」について

否認ないし争う。

(ウ) 「(ウ)」について

原告が懲戒免職された事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

原告は当該懲戒処分について係争中であることは上記のとおりである。

(3) 「(3)」について

第1段落については、特に認否しない。

第2段落については、被告が板橋区議会議員であることは認め、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追求する立場にあることは一般論として認め、その余は否認ないし争う。

(4) 「(4)」について

認否も含め、本書面第3において詳述する。

### 第3 ホタル館等に関する原告の主張

#### 1 ホタル館に関する主張

##### (1) 被告準備書面 (2) に対して

被告は、原告によるホタル館の運営等に関する各事実に関し、訴状別紙33頁ないし55頁記載の各表現行為及び平成27年4月9日付請求の変更の申立記載の各表現行為によって、原告の名誉を棄損した。これらの表現行為が原告の社会的評価を低下させるものであったことは既に明ら

かであるところ、被告は、これらの表現行為が真実又は真実と信じるにつき相当な理由があったなどとして抗弁を主張する。

しかしながら、下記に述べるとおり、被告の各表現行為について、抗弁に理由がないことは明らかである。

## (2) ホタル館の飼育実態に関する真実又は真実相当性

### ア ホタル館内での飼育に関する被告の主張

被告は、ホタル館におけるホタルの累代飼育実態はなかった旨の各表現行為に関し、下記事実を根拠に当該表現行為の正当性を主張するようである（原告準備書面（1）24頁参照）。

#### (ア) 真実性を証する各事情

① 2014年1月27日に板橋区が行った生態調査結果で2匹の幼虫しか発見できないという結果であったこと（被告準備書面（2）5、12頁）

② 板橋区資源環境部環境課は、被告が別紙名譽棄損行為の発言前からホタル館について調査しており、被告は原告から報告されていた事実と調査結果との乖離を知ったこと（被告準備書面（2）15頁）

③ 板橋区資源課課長が「他所からホタルを持ち込んだとの証言がある」と答弁したこと（被告準備書面（2）5、15頁）

④ 板橋区資源環境部環境課がその後継続調査を行い、他区施設や専門家聴取、原告からのヒアリング、DNA調査等を行っていたこと（被告準備書面（2）、5～6、15頁）

#### (イ) 真実相当性を証する各事情

仮に真実でないとしても、上記各事情に加えて、⑤発言前に議会内で質問をしたこと、⑥原告の著書に目を通したこと（被告準備書面（2）15頁）をも踏まえて、真実と信じるにつき相当の理由がある。

### イ 原告の反論

これらの主張に対する原告の反論は、原告準備書面（1）記載のとおりであるから、改めてここで主張しない。

### (3) 求釈明

原告は、被告に対し、上記各主張に関して次のとおり求釈明を申し立てる。

- (i) 上記⑤及び⑥の具体的な内容、すなわちこれらの事実がいかなる理由で真実相当性を基礎付けるのか、具体的に明らかにされたい。
- (ii) 上記②、④については、主体が板橋区となっている。これらの各事実を被告の真実相当性の根拠とするのであれば、各事実に関し行為時点における被告の認識が必要である。そこで、被告は、板橋区主体の②、④に係る情報をいつ、どのようにして入手したものであったか明らかにされたい。
- (iii) ホタル館の飼育実態に関する表現行為に関し、他に真実ないし真実相当性を基礎付ける事情があるか否か明らかにされたい。
- (iv) 上記主張は、別紙表現行為一覧の黄色マーカー部分の表現行為に関する被告の抗弁と認識したが、かかる認識が正しいか否か明らかにされたい。また、発言部分に応じて、他に真実又は真実相当性を根拠づける事実があるか否か明らかにされたい。

## 2 石川県能登町及びイノリー企画に関する事実

### (1) 真実性について

被告は、被告準備書面（3）第2の1（2）ア（2～3頁）の表現部分に関して、真実であったと主張するが、いずれも事実に反する。

かかる主張が事実でないことは、別途次回以降の準備書面において主張する。

### (2) 真実相当性について

被告は、上記のとおり、真実相当性を基礎付ける事情として、被告準備書面（3）8～9頁（第2の2（4）イ）において、大要次の事情を挙げて真実及び真実相当性を主張するようである。

- (a) 原告が特定業者に便宜供与したとの事実については、懲戒処分の理由に記載があったこと、

- (b) 原告が行った能登町のホタル再生事業等を板橋区の許可を得ずに独断で行った事実については、懲戒処分の理由として記載されていたこと、原告が記者会見で交付した能登町との契約書類に通称名でしかない館長名での署名押印があったこと
- (c) 原告が正式にはホタル館「館長」でないのに「館長」と偽って能登町と契約した事実については、館長と記載された契約文書が記者会見の資料として配布されたこと
- (d) 原告が、平成24年夏以降、クロマルハナバチの飼育について業者（イノリー企画）と業務提携し、また能登町と平成21年7月付契約書を作成し、能登町を欺いた疑いがある事実については、原告が記者会見で交付した資料にある業務提携契約書の日付（平成21年7月）当時、当該業者は設立していなかったと原告自身が説明したことを主張するようである。

しかし、準備書面（4）記載のとおり、上記（a）ないし（d）はいずれも明らかに事実に反するものであり、事実無根である。

そして、原告及び原告代理人は、板橋区が原告に対して行った懲戒処分（（a）ないし（d）を含む）について理由がないことを、記者会見の場で詳細な事情に触れつつ説明したうえ、記者会見配布資料にもその点を説明した書面を添付していた（甲31に原告代理人弁護士の意見書を添付している）。

すなわち、原告は、能登町から区長宛ての依頼があり、区の命を受けて能登町の事業に関わるようになったこと、その過程で「館長」としての名称を用いた契約書を作成したこと、原告や特定事業者が利益を受けたこともないこと、実際の作成日と異なる契約書も能登町の求めに応じて作成されたことなどについて、具体的経過を踏まえて説明していた（甲31代理人意見書6～7頁参照）。つまり、クロマルハナバチ事業に関する具体的な経過を全体として正確に把握されなければならない。経過の中で作成された一つの文書の形式や体裁のみをもって被告の行為に対する評価を行え

ば、誤りを犯すことは今回の原告の行為のように明らかなのである。

被告が記者会見の資料をどのような方法で入手したのか不明であるが、被告は、物理的に容易に可能であったにもかかわらず、原告や原告代理人に対してこれらの事実関係を確認のために問い合わせてきたこともなければ、何らの連絡をしてくることもなかった。

被告が、真実公益目的をもって区議会議員として本件問題を探求し、区民への注意喚起のために表現するのであれば、区と原告との見解が鋭く対立している状況において双方の主張を確認検討すべきことは言うまでもない。しかるに、被告は、既に板橋区と原告の両当事者間の事実認識が争われた問題であることを認識しながら、原告の説明を一切考慮せずに漫然とフェイスブックにおいて上記表現行為を行ったのであって、このように一方当事者である区の報告のみを鵜呑みにして行うような表現行為に真実相当性を見出すことはできない。

### (3) 求釈明

本件石川県能登町に関する表現行為とは、別紙表現行為一覧の青色マークで記した部分であると認識しているが、かかる理解に誤りがないか明らかにされたい。

## 3 静岡県小山町における事実について

### (1) 被告の主張～真実・真実相当性を基礎付ける事実

被告は、小山町の事業に関して、①原告がルシオラの主任技術者に就任した事実、②小山町に対して特許料を免除した事実について、それぞれ事実であったと主張する。しかし、かかる主張も、いずれも事実ではない。この点については、次回以降の準備書面において別途主張する。

### (2) 原告の反論～真実・真実相当性を基礎付けるものでないこと

ところで、被告は、上記事実に関する真実相当性として、被告準備書面(3) 6頁以下において、大要次の様に主張する。

(a) 静岡県小山町で施行された水路整備事業に関し、有限会社ルシオラを紹介して施行させることで、ルシオラに利益をもたらした事実につ

いては、懲戒処分の理由に記載があったこと

(b) 原告が一営利企業であるルシオラの主任技術者に就任するには板橋区の事業許可が必要であったにもかかわらずこれを取得しなかった事実については、懲戒処分の理由に記載があったこと

(c) 原告が小山町に対し、板橋区の許可を得ずに特許料免除を合意した事実についても、懲戒処分の理由に記載があったこと

しかし、(a) ないし (c) はいずれも事実無根であるうえ、原告及び原告代理人は、板橋区が原告に対して行った懲戒処分について理由がないことを、記者会見の場で詳細な事情に触れつつ説明したうえ、記者会見配布資料にもその点を説明した書面を添付していた（甲 3 1 に原告代理人弁護士の意見書を添付している）。

すなわち、原告は、ルシオラの主任技術者として記されている点について原告は認識していなかったこと、特許料に関しては板橋区の方針として平成 14 年前から付き合いのあった自治体、団体に対しては特許料を請求しない扱いをしていたため、平成 14 年以前から交流のあった小山町については特許料を請求しないという扱いであったこと等を説明してきたのである（甲 3 1 代理人意見書 8～9 頁参照）。

そして、被告は、これらの点についても原告や原告代理人に対してこれらの事実関係を確認のために問い合わせてきたこともなければ、何らの連絡することもなかったのである。

しかるに、被告が、真実公益目的をもって、これらの事実を表現するのであれば、区と原告双方の主張を確認検討すべきことは言うまでもない。しかるに、被告は、原告の説明を全く聞くこともなく漫然とフェイスブックにおいて上記表現行為を行ったのであって、このように一方当事者である区の報告のみを鵜呑みにして行うような表現行為に真実相応性を見出すことはできない。

### （3）求釈明

本件各抗弁は、被告が行つたいずれの表現行為に対するものであるか、

具体的に指摘されたい。

#### 4 他の表現行為に関する真実・真実相当性について

本書面で指摘した部分を除き、別紙表現行為一覧のその他の表現行為について、今後抗弁を主張する予定があるか否か明らかにされたい。

### 第3 ナノ銀について

#### (1) 原告の研究について

原告によるナノ銀にかかる研究は、平成23年3月の東日本大震災後に、ナノ銀溶液を散布したこと結果放射線量の低減が確認されたという実証的な結果を出発点として、その後も実験を継続し、その結果を公表している段階にある。

具体的には、原告は、平成23年6月ころからナノ銀の効果に着目して実験を開始し、平成24年3月ころからは東北工業大学共通教育センター所属の岩崎信氏（以下、「岩崎氏」という。）とともに研究を行うようになった。原告は、岩崎氏らとともに、平成25年3月に高エネルギー加速器研究機構において実施された「研究会『放射線検出機とその応用』（第27回）」（甲19）、及び、平成26年1月に同じく高エネルギー加速器研究機構において実施された「研究会『放射線検出機とその応用』（第28回）」において（甲20）、それぞれ研究報告を行った。なお、これらの研究報告については、原告が板橋区の職員として参加したものであったことから、原告は、研究報告を行うことについても事前及び事後に報告し、板橋区環境課管理係の飯田氏に資料を提出していた。

さらに、原告らは、平成26年7月に東京大学弥生講堂において実施された「第51回 アイソトープ・放射線研究発表会」の中でも、「4-5 nm銀粒子の土壤中の Cs と Cs および加理肥料中の K 放射能低減効果」というタイトルで報告を実施した（甲21）。

#### (2) 被告による表現行為が事実の摘示に該当することを前提とする場合

##### ア 事実の摘示にあたること

当該表現行為が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張すると理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと回するのが相当である（最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁）。

本件における被告によるナノ銀にかかる表現行為は、原告及び他の研究者が行っているナノ銀にかかる研究内容について、「インチキ」等と述べ、あたかも、実験結果そのものが虚偽であるかのような発言を繰り返している。したがって、被告による表現行為は、直接的に事実を摘示するものに該当する。

イ 摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明がない（違法性が阻却されない）こと

被告は、原告が発表しているナノ銀にかかる研究につき、「インチキ」、「ニセ科学」、「トンデモ」、「非科学的な妄想」等と表現し、あたかも、実験結果そのものが虚偽であるかのような発言を繰り返しているが、表現の中においても本訴の主張書面においても、実験結果そのものが虚偽であるという部分について真実であることの証明があったとはいえない。

さらに、被告の表現行為の中には、「詐欺」、「犯罪」等の言葉を使用し、あたかも原告がそのような効果は存在しないことを分かっているにもかかわらず、敢えて他人を騙そうとしているかのような印象を与えるものである。このような表現は、原告に対する人身攻撃である。

したがって、被告の表現行為については、双方の観点から違法性が阻却されない。

ウ 事実を真実と信ずるについて相当の理由がない（故意または過失を阻却しない）こと

被告は、平成25年2月に国会答弁において下村国務大臣（当時）が、日本原子力研究開発機構が関係の大学とともに二度にわたる実験を実施したもの、ナノ純銀によるセシウムの低減効果は確認できなかったという発言を引用するところ（乙5）、この発言は、同機構の実験によってはセ

シウムの低減効果が確認できなかったということ以上を意味するものではない。したがって、当該答弁または当該答弁の基礎となっている実験は、被告が行ってきたような、原告の実証的な研究結果及び原告の人格を攻撃する根拠となり得ないのである。また、被告は、原告の実験方法には問題点があると指摘する（被告準備書面2）。しかしながら、被告がこれまでに表現してきた内容というのは、原告の実証実験の精度やその手法に対する問題点の指摘ではなく、すでに述べたように、原告の実証的な研究結果及び原告の人格に対する攻撃である。したがって、本件訴訟において原告の実証実験の精度にかかる指摘を行うことは、全く的外れであり、不法行為を構成しないという被告自身の主張を基礎付けるものではない。

なお、被告が区議会議員であり、その発言が大きな影響力を有することからすれば、被告自身、発言する際には高度の注意義務が課されるものであるというべきである。それにもかかわらず、被告は、十分な裏付け調査もなく、原告の研究結果自体を虚偽と断定するような発言及び、原告自身に対する人身攻撃に該当する発言を繰り返している。

以上のとおりであるから、被告が自身の表現内容について真実と信ずるについて相当の理由があったとは認められない。

### （3）被告の表現内容が論評に該当することを前提とする場合

ア 仮に被告の表現内容が論評に該当する場合であっても、その表現内容が人身攻撃に及ぶものであり、意見ないし論評の域を逸脱したものであり、違法性が否定されないこと

被告は、原告の研究内容について、「インチキまがいのこと」、「インチキ」、「インチキ除染」、「インチキ除染」、「インチキ研究」、「トンデモ」、「インチキ実験」、「阿部宣男館長については、公務員であることの疑惑。博士号の取得の疑惑、特許無効の疑惑。除染研究でのっち上げ疑惑。…」、「ニセ化学」、「幼稚な虚言」、「デタラメなたわ言」、「非科学的な妄想」等と言及した。訴状の繰り返しになるが、ここで使われている「インチキ」とは、「不正、ごまかし」、「ニセ」科学とは「本物だと偽った」科学、「でっち上

げ」とは「実際ないことをあるように作り上げる」ということを意味する。被告は、これらの発言により、原告の研究内容には何らの科学的な根拠もないにもかかわらずに作り上げられた虚言であるかのような印象を与え、もって、原告の社会的評価を低下させた。

さらに、被告は、原告について、「多くの人をだまし、板橋区の信用を貶める」、「大熊町の人をダマした元職員」、「高線量で汚染されていたが、ナノ銀溶液をまいたら線量が下がったなどというウソをふりまくのはやめてほしい。」、「バカげたインチキを信じて拡げようとする行為は『犯罪的』です。」、「放射能が消せるクスリがあったらしいと思いませんか?…「ある」という人がいたら、無知かペテン師です。」等と述べ、原告の社会的評価を低下させた。すなわち、被告は、これらの表現行為により、一般の読者に對し、原告があたかも、自分自身が公表している内容が事実に基づかない虚偽であることを認識しながら、世間を騙すため、ナノ銀にはセシウムの低減効果があるという研究発表を行っているかのような印象を与え、もって、原告の社会的評価を低下させた。

また、被告は、第三者の「阿部宣男氏とそのお仲間の『研究は』なるものを読んで頭を抱えましたわ。『ナノ純銀中止で常温核融合が…』という辺りになるとカルト臭がブンブンしてきたし、信奉者の教義とグルへの護教具合も読み取れ、嫌アな気分で満腹になりました。…」との発言を拡散し、原告の研究について、盲目的かつ狂信的に崇拝される宗教かのような印象を与え、もって、原告の社会的評価を低下させた。

これらの表現内容は、原告に対する人身攻撃に及ぶものであり、意見ないし論評の域を逸脱したものである。

したがって、仮に被告の表現内容が論評に該当する場合であっても、その表現内容が人身攻撃に及ぶものであり、意見ないし論評の域を逸脱したものであるから、違法性は否定されない。

イ 基礎とされた事実の重要な部分が真実であると信じるにつき相当な理由がないこと

仮に、被告の発言内容が論評に該当するものであるとした場合であっても、すでに本書面3（1）ウにおいて述べたのと同様の理由により、その発言の基礎となった事実を真実と信ずるについて相当の理由があったとは認められない。

したがって、被告の故意または過失は否定されない。

#### 第4 求釈明申立て

上記のとおり、第2の1（3）、第2の2（3）、第2の3（3）記載のとおり、求釈明を申し立てる。

#### 第5 結語

以上のとおり、被告の訴状記載の別紙各表現行為についてはこれを正当化する余地はなく、被告の原告に対する名誉棄損が成立することは明らかである。

被告において、なお抗弁（真実性ないし真実相当性）を主張するのであれば、これを基礎付けうる事実を主張、立証すべきである。

以上

(別紙)

## ホタル館の管理等に関する表現行為観察表

ホタルの管理飼育に関する表現行為は、**黄色**で表記する。

能登町に関する表現行為は、**青色**で表記する。

### 【ホタルの累代飼育に関する名誉毀損行為】

投稿日時・ 甲号証の箇 所	SNS、インターネットブログ上の記事内の記述 (※本文中の「...」は、途中省略の 意で、原告代理人が記載した。)		
	手段	投稿者	本文
2/19 甲 1-136	Facebook	被告	25年間も累代飼育を異常なく続けることが可能なのか、疑問を 感じるようになりました。ほとんど近親間生殖になってしま うのではないか?
2/22 甲 1-135	同上	被告	板橋区のホタル館での偽装疑惑。真実を知る立場にある飼育担 当者（区職員）が、「ナノ銀除染」なるものの「廣告塔」にな っている。
2/22 甲 1-134	同上	被告	板橋区ホタル生態環境館をめぐる疑惑はたいへん広範囲、かつ 深い。すべての疑問・疑惑を解消しないかぎり館の存廃につい ての議論にはすすめません。
2/26 甲 1-133	同上	被告	これまで板橋区ホタル生態環境館でクロマルハナバチを飼育し ているのは、ハチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルが生 育する土壤のカビを防ぐ効果があるからと説明されてきました が、この話も根拠なし。クロマルハナバチは受粉用として商品 になっています。
2/27 甲 1-132	同上	被告	松崎 いたる 2月27日 板橋区ホタル生態環境館の前担当職員は2012年6月4日、「ホタ ルプロジェクト」というイベントで、福島県いわき市でゲンジ 300匹、ヘイケ400匹の幼虫を放流しています。しかし同イベン トに板橋区役所は参加しておらず、区の環境課は「放流は職員 が個人でおこなったもの」と説明。では、どこのホタルなのか? ①職員が区に無断でホタル館から持ち出した。②ホタル館とは 別の場所からホタルを持ち込んだ。③職員が個人でホタルを飼 育していた—3つの可能性を検証しなければなりません。（写

			真は、同イベントを報道する朝日新聞2012年6月5日の記事)
2/27 甲 1-132	同上	被告	<p>高橋 法子 この当時Twitterで、ホタル放流プロジェクトに関して前担当者についても、かなり話題になっていました。許可いただければ、Toggetterのまとめにまだ複数残っているのでリンク貼りますが。 2月27日 14:50 ·</p> <p>伊藤 久 50年前までは 蓮沼の家の庭にも飛んできました。蚊帳の中に入れて見ながら寝ましたよ··· 2月27日 14:50 ·</p> <p>松崎 いたる 高橋さん、私も当時、この「いい話」にすっかりだまされていました。しかし今読み返すと、いろんな疑問がわいてきます。 2月27日 14:51 ·</p> <p>松崎 いたる 伊藤さん、そういう50年前の風景を板橋に取り戻すためのホタル飼育事業だったのですが、偽装疑惑が浮上しています。 2月27日 14:53 ·</p> <p>金元幸枝 悲しいくらい美しく、はない「蛍」が、汚職、腐敗の話にまみれて、本当に悲しい、情けない。 2月27日 20:16</p> <p>松崎 いたる ほんと、残念です 2月27日 20:24</p>
2/27 甲 1-131	同上	被告	<p>松崎 いたる 2月27日 (ついっぷるより)</p> <p>ルシオラ、日本グリーンパワーという企業ですに「ナノ銀簡易飲料濾過セット」なる商品が「阿部博士 共同開発」というふれこみで売られています。板橋区の職員がこうしたいかがわしい商法にかかわること自体ゆゆしき事です。 ナノ銀除染の宣伝は控えてください @sengakut</p>
3/2 甲 1-131	同上	被告	<p>松崎 いたる 3月2日 (ついっぷるより)</p> <p>ホタル飼育って、けっこう大きなビジネスになるんだね。</p>
3/3 甲 1-130	同上	被告	<p>松崎 いたるさんがついっぷるでリンクをシェアしました。3月3 残念ながら先日の議会で区の見解が変わったんです。 RT @sengakut: 板橋区としての答弁ですから、板橋区に根拠を確認すれば良いのでは? RT @itallmatuzaki ハチとカビ抑制の学術的根拠も不明なんです RT: <a href="http://bit.ly/1fPtQ2D">http://bit.ly/1fPtQ2D</a></p>
3/5 甲 1-128	同上	被告	<p>松崎 いたる 3月5日</p> <p>【喩え話】</p> <p>「ボランティア」と称して「ホタル」の甘い水に群がり、ハチの甘い蜜をする者を許していけない.....と思う。</p>

3/28 甲 1-120	同上	被告	<p>松崎 いたるさんがリンクをシェアしました。 3月28日</p> <p>疑惑の全容解明はまだまだです。ホタルの累代飼育の実態があつたかどうかが未だ不明です。</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑—真相究明を <a href="http://yykiriko.exblog.jp">yykiriko.exblog.jp</a></p> <p>板橋区ホタル生態環境館でホタルが飼育されていたかどうかが疑われています。共産党は、次々と浮上する「疑惑」を解明し、真実を明らかにせよと追及してきました。区...</p>
3/31 甲 1-111	同上	被告	<p>松崎 いたるさんがリンクをシェアしました。 3月31日</p> <p>板橋区はホタル飼育技術を提供することはあっても、ホタルの幼虫を有償無償にかかわらず提供することを認可していません。「卵から成虫までになんと50分の1に減ってしまう」のだから、2万匹を成虫にするために2万匹の幼虫がどれだけ貴重なことか。その貴重な幼虫を独断で譲り渡したとしたら、とんでもない背任行為です。</p>
4/2 甲 1-109	同上	被告	<p>松崎 いたるさんが樋口 都久二さんの写真をシェアしました。4月2日</p> <p>樋口とくじさんのFBから。私が興味があるのはデヴィ夫人ではありません。その後ろの飼育箱。これホタルのではなく、クロマヘルハナバチの飼育箱。板橋区ホタル生態環境館はまるでハチの生産工場のようです。</p> <p><a href="http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_oshirase/060/060257.html">http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_oshirase/060/060257.html</a></p>
4/2 甲 1-107	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月2日</p> <p>板橋区ホタル館の問題を、区政ニュース用に記事にしてみました。</p> <p>謎を残したままの施設廃止はゆるされない ホタル飼育の「偽装疑惑」の徹底解明を！</p> <p>毎年夏の夜間公開でホタルの光の乱舞で多くの区民を楽しませてきた板橋区ホタル生態環境館（高島平4丁目）。しかしいま、同館は数々の疑惑の闇に包まれています。</p> <p>これまで同館ではゲンジホタル、ヘイケボタルあわせておよそ2万匹のホタルを飼育してきたと報告されてきました。しかし板橋区がことし1月27日に行ったホタル生息調査では、実際に確認できたホタルの幼虫は2匹のみで、推定される全体の生息数も23匹と極めて少數であるとの調査結果が示されてい</p>

ます。

2万匹いるはずのホタルがなぜ2匹しかいないのか?—板橋区はいまだに、その理由を説明していません。

3月7日の区議会本会議で日本共産党が「実際にはホタルを飼育してなかったのではないか?」と質問したのに対し、坂本健区長は「現在、飼育担当職員本人からの聞き取りも含めて調査をしているところだ」と述べるにとどまりました。

この区長答弁に先立つ2月19日の区民環境委員会では、「ホタルの成虫が外部から持ち込まれていたという証言があった」と区環境課長は答弁しており、飼育実態が偽装されていた可能性も浮上しています。

飼育担当職員は区の調査後、辞表を提出。環境課による聞き取り調査を拒否する一方、マスコミの取材に「ホタルの持ち込みはあり得ぬ」などと述べていました。

3月28日には、区人事課が同職員の懲戒免職処分を発表。処分理由は①受粉用として全国の農家に販売する目的で、クロマルハナバチをホタル館内で飼育し、ハチ事業者に便宜を図った。②区が特許を保有するホタル飼育技術を民間事業者と共同で静岡県C町に提供し、独断で区に歳入すべき特許実施料金の免除を約束した服務規律違反です。

これらの違反事実と、ホタル館での飼育実態偽装の疑惑との関連は解明されておらず、坂本健区長は「今後も調査を継続する」とコメントしています。

ホタル館は昨年からの「いたばし未来創造プラン」で、「廃止検討」の対象になっている施設。多くの区民が廃止に反対し、存続を求めています。日本共産党は「多くの疑問点、不審点を残したまま、館の存廃を決めることは許されない」として、疑惑の徹底解明を区長と区議会各会派に呼びかけています。

小笠原 敏子 途中まではあってるのに!そもそも区民に説明もないし環境課長が嘘言っていたという風には「何故か」かんがえないんですね。そこが残念。 4月2日 17:08・編集済み  
松崎 いたる 環境課長が、どんなウソを言っていたのか? 教えてください。 4月2日 17:10・

小笠原 敏子 嘘かどうかはわからないんですけど「ホタルの成虫が外部から持ち込まれていたという証言があった」と区環境課長は答弁しており」というところです。 4月2日 17:12・

			<p>小笠原 敦子すみませんが今日はもう出かけるのでこれで失礼します。 4月2日 17:13</p> <p>松崎 いたる「ホタルの成虫が外部から持ち込まれていたという証言があった」のは事実です。その証言内容を検証しなければならないのです。区の生息数調査は証言内容を裏付ける結果となっています。調査方法に欠陥があったと仮定しても、2万匹もホタルが生息していれば、相当数のホタルが発見できるはずと考えのが自然です。阿部氏自身も「1月上旬にヘイケボタルの幼虫を視認した」と書いていますが、視認できるヘイケボタルが1匹も見つからないのも不自然です。 4月2日 17:20</p>
4/11 甲 1-99	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月11日 ・編集済み</p> <p>板橋区による1月27日の調査で、見逃され下水に流されたとされる「ホタル幼虫」の証拠映像だが、この映像でよくぞ「ホタル」と断定できたものだと思う。</p>
4/17 甲 1-95～	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月17日 ・編集済み</p> <p>板橋区ホタル生態環境館で、「毎年2万匹のホタルを成虫になるまで飼育していた」ことが真実なら、飼育の実態があったことを証明してほしい。1月27日の生息数調査が不適切で「数ミリの小さい幼虫が流された」という主張では、5月ごろに蛹になるはずの成長した幼虫が発見されないことが出来ないし、2万の規模のホタルが発見できない理由としても納得できない。調査時に小さい幼虫が存在したという「証拠映像」はゴミかどうかも判別できないような黒い物体に○印や矢印をつけ「幼虫」としているだけで信頼できない。そもそも撮影時に、撮影者が「幼虫」に気づいていないことが不自然。</p> <p>ほんとうに飼育していたのであれば、飼育業務を受託していた「むし企画」は、委託料の使途などを区に説明できるはずだが、それを拒んでいることも「飼育していなかったこと」を疑わせる。</p> <p>「外部からの持ち込み」の証言については十分な検証がなされていないが、飼育担当職員が「全国23か所のホタルを板橋区ホタル館で預かり飼育してきた」と著書で書いていることと、じつさいのホタル館では23か所のホタルを飼育できる条件はないこととの矛盾を、担当職員が説明できないことも「外部持ち込み説」を深く疑わせる要因になっている。2012年6月の福島県いわき市でのホタル放流イベントへの参加も、板橋区</p>

			<p>ホタル館からどのように持ち出したか、について説明されていない。ホタル館の「せせらぎ」は担当者でさえ、足を踏み入れない「聖域」とされており、そこから放流用に幼虫を捕獲、選別することは不合理なことがおおい。「外部持ち込み」によつて放流が可能になった考えるほうが合理性がある。</p> <p>板橋区ホタル館でのホタル飼育が真実のものであるなら、上の疑問には容易に答えられるはずである。明快な解答を待つている。</p>
4/17 甲 1-92	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月17日</p> <p>ある新聞の社会部に板橋区ホタル生態環境館をめぐる疑惑について記事にすることを提案したら、断られてしまった。理由を聞くと「（懲戒免職されたホタル館担当職員の）弁護士から編集部に電話があり、記事の内容によっては訴訟をおこすことをほのめかされた。訴訟には対応できる体制はないので、記事は掲載できない」とのこと。<b>記事になる前から、報道機関に圧力</b>がかけられていることに驚いた。ひとりの地方公務員の不正事件でここまでやるのか！ それに屈する報道も情けないが…。</p> <p>林 保雄 報道の自由はどこに行った。 4月17日 22:58 ·</p> <p>青木 あつし 何だかこの人たち、異様な雰囲気ですね・・・何と言うか自分たちは正しいから何をしてもいいと思っている節のある、一種異様なカルト集団というのか・・・ 4月17日 23:08 · 編集済み ·</p> <p>松崎 いたる <b>青木さんは察しがいいので助かります</b> 4月17日 23:09 ·</p>
4/18 甲 1-86～	同上	被告	<p>松崎 いたるさんがリンクをシェアしました。 4月18日</p> <p>ホタルの命を守ることからだんだん遠く離れて、人身攻撃を繰り返す人たち。こんなことでは、話し合いもできない。何がしたいのか？</p> <p><a href="http://hotaru-save.jimdo.com/2014/04/17/板橋区環境課井上課長の暴挙・板橋区ホタル生態環境館の調査-その2/">http://hotaru-save.jimdo.com/2014/04/17/板橋区環境課井上課長の暴挙・板橋区ホタル生態環境館の調査-その2/</a></p> <p>板橋区環境課井上課長の暴挙 (板橋区ホタル生態環境館の調査)</p> <p>その2・板橋ホタル生態環境館の存続</p> <p><a href="http://hotaru-save.jimdo.com">hotaru-save.jimdo.com</a></p> <p>・日本共産党板橋区議会議員「松崎いたる」 議員の疑惑への回答 &gt;&gt;コチラから</p> <p>西ヶ谷 一志 そもそも、この違法な調査がホタルの命が危うく</p>

しているのだから、ホタルの命を守る会にとっては重要なこと、この違法な調査が根本なのだから、本質をついているのではないでしようか？

・・・

調査計画書が無いのに、調査が行われ、レポートがある。正式な手続きを経ていない調査は有効なのか？

さらにビデオから拝見すると、レポートと内容と実際の調査方法には大きな乖離がある。

これについて、松崎議員さんの見解を伺いたい。公開質問状です。 4月19日 14:17・編集済み・

松崎 いたる 大事なのは調査結果です。「違法な調査」だとしても「ホタル2万匹は消えた」説明はできません。ホタルが飼育されていた証拠が示されなければ納得は得られません。ビデオ撮影者はなぜ「目の前にいる幼虫に気づかなかったのか」という疑問も、「違法調査」説では解消されません。以上、回答です。 4月19日 15:25・

西ヶ谷 一志 調査そのものに不正があるのに、その結果を論じることができないのは子供でもわかることです。

実験方法を間違えたのだから、「ホタル2万匹は消えた」と結論づける いたるさんの解答は×です。もう一度実験をやり直さないと正しい解答は得られません。(STAP細胞論文でも、理研は1年掛けて検証すると発表している)

ですから、正義の味方の共産党の皆さんには、適正な調査をやり直すように議会で提案してください。大切なのは『適正な調査に基づいた事実』です。

松崎さんの回答は支離滅裂で、辯證が合わない回答です。 4月19日 18:19・

・・・

松崎 いたる 「調査に不正がある」というなら、どうぞ告発をお続けください。でも「ホタルはどこにいったかのか？」の最大の疑問にそれで答えられてはいません。どこにホタルはいるのか—合理的な説明が必要です。ホタル飼育は実験ではなく「実績」と報告されてきたのです。それをいまさら「実験」だから…というのでは、説明になってしまいます。 4月19日 18:23

松崎 いたる 調査が有効でも無効でも構いません。阿部さんとむし企画には、2万匹のホタルを飼育していた証拠を提示して

ほしいと思います。 4月19日 18:25 ·

西ヶ谷 一志 「調査計画書が無いのに、調査が行われ、レポートがある。正式な手続きを経ていない調査は有効なのか？」の回答として、「 調査が有効でも無効でも構わない。」というのが回答と賜わりました。ありがとうございます。しかしいかがなものでしょうか？ 一般社会でこの回答が通じるものか？

現役の議員さんとして信用できるのか？支援者の中にも疑問に思う人いるかもしれません。 4月19日 19:44 · 編集済み ·

松崎 いたる ホタルの存在の有無を、法律論をかざしても、論じられません。違法性を追及なさるのはけっこうですが、それでは、2万匹の存在を証明できません。むし企画は1400万円の委託料をホタル飼育のためにつかったのか？ 「25累代目」のホタルたちは、どの場所でいつ孵化したのか？ スポイトで数えたという孵化幼虫は何匹だったのか？ 孵化した幼虫は何令虫の段階で、いつ、せせらぎに放流されたのか？ —— そうしたことが何一つ明らかになっていないのに、「ホタルは存在した」といっても信用できません。調査時のビデオ撮影者や目撃者も、なぜ当日にホタルの存在に気づけなかったのか？ を説明すべきです。 繰り返しますが、調査計画書が違法だというなら、どうぞ訴えてください。しかしそれと同時にホタル飼育の実態を証明してほしいと思います。 4月19日 19:01 ·

· · ·

西ヶ谷 一志 ところで、「2万匹の存在を証明」とか「1400万円の使途」とか「ホタルの数は」とか、前館長や業務を行なっていた虫企画が証明しないと流布していますが、その情報は常識的に監査請求すれば取得できるものだと思います。公式に情報を手に入れれば白黒はっきりすることなのに、悪い噂を流すのでしょうか？

現役の議員さんとして信用できるのか？支援者の中にも疑問に思う人いるかもしれません。 4月19日 19:25 · 編集済み ·

松崎 いたる 阿部さんを業績を証明するのに監査請求が必要なのですか？ 阿部さんがホンモノの博士なら、科学的に証明できるのではありませんか？ 手続きの不備を指摘するのは結構ですが、そのような時間がかかるなどをなさっていたら、あなた方が信じているホタルの生命はどうなさるのですか？ 会の活動方針が混迷しているように思えます。 4月19日 19:35 ·

小笠原 正俊 幼虫の種類も姿もわからない方は、情報公開や監査請求して淡々と調べ上げるしかないので？何を出しても信じない。を繰り返しますよね。現段階では警察の取り調べで立件出来ていないものを疑惑疑惑と撒き散らし、違法かもしれない調査は当事者に聞いだけで「正当だった。」と信じ込み、記者会見にはケチを付け、証拠でも何でもないものを「動かぬ証拠」と決めつけ、それでも「調査は結果が全てです。」って…清々しいほどの一方的ですね。普段だったら「不正な調査、決して許しません!!」があってもいいのではないですか？ 4月19日

19:52

西ヶ谷 一志 少し私の持論もご披露します。

(以下西ヶ谷氏の発言を中略)

ビデオを見ると、レポートと内容と実際の調査方法には大きな乖離がある。これについて松崎さんの見解を伺いたい。 4月19日 20:38 ·

松崎 いたる 小笠原さん、そういう態度では何を話しても無駄のようですね。さようなら 4月19日 20:55 ·

松崎 いたる西ヶ谷さん、長くなりそうなので、あとで新しく私のタイムラインに掲載します。のちほどそちらをご覧ください。

4月19日 20:57 ·

小笠原 正俊 どういう態度でしょうか？対応に困る質問にはいつも答えてはいただけないですね。答えていただけないついでで、書きますが、先の生息調査では、幼虫が見つからなかつたのではなく、あなたと同じ幼虫と土砂の区別がつかない調査員が土砂と間違えて排水溝に捨てちゃった。これが真実でしょう。報告書を見る限り、ゲンジとヘイケの区別もオスかメスかの違いも解らず、更に捕獲された生命体の名称も表記出来ないお粗末な報告書でしたよ。それでも結果が全てなのですか？追求すべきは行政の不正と隠蔽工作だと思いますが。 4月19日 21:36 ·

小笠原 正俊 話をするのが無駄だと吐き捨てられましたので、こちらもこれで最後にさせていただきますが、共産党の叔父と叔母を親戚として見てきた側として言わせていただきますが。私の知ってる共産党だったら、こんな問題に対して執拗に追い

			<p>討ちをかけるのではなく、弱者を保護し、それらを容認していた行政に対して立ち向かっていくのではないのですか？それが私の知っている日本共産党です。そういう叔父と叔母を私は尊敬しています。 4月19日 21:53 ·</p> <p>松崎 いたる <b>区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません。</b> 4月19日 22:18 ·</p> <p>小笠原 正俊 不正を行った疑いがある状態でしょ。だから継続審議されてる訳です。私は貴方のその断定して公表している配慮のない部分に疑いと私念を感じます。処分されたのならば、死者に鞭打つ必要はないし、申し立ての最中ならば風評被害を煽る人。何故なのです。色々云われていますが、阿部さんの力がないと「せせらぎ」の再生は困難です。なので再生させないよう頑張っておられる訳ですよね？ 4月20日 8:39 ·</p> <p>松崎 いたる <b>阿部さんが懲戒免職されたのは事実で「疑い」の段階ではありません。その阿部さんがホタル飼育の実態を証明していないのも事実です。阿部さん抜きではホタルの再生が困難というなら、とっとと退職届を出し、区に協力しなかった無責任な態度こそ責められるべきです。</b> 4月20日 9:17</p>
4/19 甲 1-85~	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月19日</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑について</p> <p>【質問にお答えします】①</p> <p>Q ホタルがいたか？いなかったか？ 25年間の間に、何万という人達が見てきたのが生き証人ではないですか？</p> <p>A 私も当初はそう思っていました。しかし細かな点を考えると不思議な点が多いことに気づきます。</p> <p>まず、何万人という人たちが見たホタルは「成虫」だということです。また、その成虫が産んだ卵も何十万の規模で存在していることも目撃者は多い。さらにその卵から孵った孵化幼虫も、学生さんたちなどが「スポット等を使っての個体数を数えた」と証言していることから、確かだと考えてよいと思います。</p> <p>問題になるのはここからで、せせらぎに入ってからの幼虫の目撃者が、阿部さんやその周りの人たちだけに限られ、一般の人はもちろんの事、阿部さん以外の環境課職員がだれも目撃・確認していないのです。</p> <p>ここから疑念が生じます。25年のすべてで「偽装」がおこなわれていたとは思いませんが、少なくともクロマルハナバチ</p>

			飼育などに力を入れだしたあたりからのホタル飼育の実態を検証する必要があります。
4/19 甲 1-84～	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月19日</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑について</p> <p>【質問にお答えします】②</p> <p>Q もしもホタルを外から買ってきて放っていたとしたら、それを見ていたボランティアの方が25年間も無償でお手伝いする想いが続くとは到底思えません。</p> <p>A ホタルは専門業者によって成虫が1匹300円前後で販売されている実態があります。「ホタルまつり」などのイベントにあわせて成虫になる羽化の時期を調節することもできるそうです。しかしそうした販売業者から阿部さんらが購入していたとは、私にも考えにくい。なぜなら、阿部さんは、ホタル関係者のなかではカリスマ性をもつ超有名人ですから、「ホタルを買った」となれば、すぐに足がついてしまいます。</p> <p>ただし、ホタル館の業務を委託されている「むし企画」を通じれば、秘密裡にホタルの成虫ないし成長した幼虫入手することが可能になります。むし企画はもともと、ホタル飼育の技術があるからこそ、随意契約されています...もっと見る</p> <p>西ヶ谷 一志 スイマセン。これも私何も質問していません。</p> <p>想定質問を作って、憶測でものを言って、誰かを貶めるような書き込みをすることはやめたほうがいいですよ。 4月19日 22:13 ·</p>
4/19 甲 1-82～	同上	被告	<p>松崎 いたる 4月19日 · 編集済み</p> <p>板橋区ホタル生態環境館の疑惑について</p> <p>【質問にお答えします】④</p> <p>A ビデオを見ると、(板橋区の調査) レポートの内容と実際の調査方法には大きな乖離がある。これについて松崎さんの見解を伺いたい。</p> <p>Q いたばしホタルの安全を守る会のビデオ映像は調査の全部を映したものでなく、一部の場面を切り取ったものです。一方の区側のレポートも文章と写真・図によって構成されているものです。両者を比較して「かい離がある」と判断することはできません。</p> <p>私は区側の調査方法が最善の方法だとは思っていません。</p> <p>もともと、自然界のホタルの生息数を数えるのではなく、人</p>

			<p>工の飼育施設のホタルの数を飼育の途中で数えるなど、通常なら必要ないことです。ふさわしい調査方法など、ないに等しいと思います。</p> <p>それでも区側が調査に踏み切ったのは、「外部からのホタル持ち込み証言」のほか、一部ボランティアにカギが渡されていたこと、阿部氏に数々の不正行為（今回の懲戒理由になったこと）に疑いがあり、さらに「むし企画」から飼育実態に関する報告がなかったことなどから、阿部氏に事前通告なしに調査したと、私は理解しています。区側が当初、こうした説明が出来なかつたのは、阿部氏への調査の途上であつたためと推察できます。</p> <p>いずれにせよ、調査方法にいくらかの不備があったとしても、発見できたホタルが2匹というのは少なすぎます。2万匹以上いるはずのホタルの幼虫が消えてしまったことを「調査方法のまずさ」で説明するのは無理があります。</p>
5/2 甲 2-7	Twitter	被告	<p>この写真はホタルがいないことを示すため空の貝殻を割ったときのもの。「カワニナの殻の中にはたくさんのホタルの幼虫がいます」は偽りです RT @sengakut: 板橋区の無茶な調査がホタル生態系を破壊した疑いを私は持っています</p> <p><a href="http://bit.ly/1lGF6ks">http://bit.ly/1lGF6ks</a></p>
5/10 甲 3-22	ブログ	被告	<p>板橋区 ホタルの闇（8） 「むし企画」は何を知っているのか？</p> <p>年間 1400 万円にも及ぶ公金（委託金）の使途が不明のままであり、2万匹と報告されていたホタル（区民の財産）の飼育が確認されていないのですから、事情を知っている者に聞き取り調査をするのは当たり前です。</p>
5/14 甲 1-61 甲 2-4	Facebook 及び Twitter	被告	<p>残念なのはホタル累代飼育が偽装だったことです RT @BunichiSS: ザンネ... ('・ω・') 【東京新聞：ホタル館廃止へ 板橋区が検討結果 老朽化などで判断／東京(TOKYO Web) <a href="http://www.tokyo-np.co.jp/article/tokyo/20140514/CK2014051402000106.html?ref=rank ...">http://www.tokyo-np.co.jp/article/tokyo/20140514/CK2014051402000106.html?ref=rank ...</a>】</p>
5/15 甲 3-10～	ブログ	被告	<p>板橋区 ホタルの闇（9） そこにホタルはいない—不存在の証明</p> <p>...ホタル館において、元飼育担当職員をはじめとして、その近しい人物や特定企業によって、「私物化」ともいえるような数々</p>

			<p>の不正な行為が行われてきました。</p> <p>…私自身は実際に調査し検証をすすめてきたので「不正があつた」という認識に確信が持てます</p> <p>…つまり 2 万匹を成虫まで飼育できる条件がなかったと表明しているのです。</p>
5/15 甲 1-54～	Facebook	被告	<p>板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育担当職員（ホタル博士）がかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。</p> <p>またホタル館では、地域ごとのDNAを交雑しないように飼育できる施設条件はないので、★印の地域ごとのホタルという説明の真偽は不明です。</p> <p>★…「現地のホタルを板橋区ホタル館で預かり飼育している」とされる件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●…板橋区ホタル館からホタル（またはカワニナ）を提供している件</li> </ul> <p>2014年5月12日作成</p> <p>★2003年 和光大学 埼玉県 岡上 鬼の窪川 「03年ですね、当面の目標がホタル復活というのがあって、地元のホタルの子孫の卵を板橋区ホタル飼育施設からいただきまして、鬼の窪川に放流し」</p> <p>和光大学かわ道楽座談会 「2006年かわ道楽冊子」 <a href="http://www.wako.ac.jp/~kdouraku/zadan1.htm">http://www.wako.ac.jp/~kdouraku/zadan1.htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2003年5月12日 文京区立関口台町小学校 「板橋区のホタル飼育施設で幼虫まで育てた平家ボタル50匹を特別に分けてもらい水槽に放流した」</li> </ul> <p>文京区報道発表資料（平成15年5月） <a href="http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_koho_houdou_2003_05.html">http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_koho_houdou_2003_05.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2006年7月15日 多摩市立 東寺方小学校 「7月15日 板橋ホタル飼育施設館 幼虫頂く」「7月21日 板橋ホタル飼育施設館 幼虫頂く」 多摩市 市民提案型まちづくり事業補助金（平成18年度事業）成果報告会資料 <a href="http://www.city.tama.lg.jp/dbps_data/_material_/localhost/05k_urashitobunka/20shiminkatsudou_shien/hojokin/18seika_houkoku_shiryo.pdf">http://www.city.tama.lg.jp/dbps_data/_material_/localhost/05k_urashitobunka/20shiminkatsudou_shien/hojokin/18seika_houkoku_shiryo.pdf</a></li> <li>●2006年8月 調布市深大寺</li> </ul>

		<p>「市民らは2006年8月にホタル博士で板橋区ホタル飼育施設の阿部宣男施設長が水質調査を依頼。(略)、阿部さんから分けてもらったホタルの幼虫のエサとなるカワニナを放流し」</p> <p>2010年06月08日 調布経済新聞  <a href="http://chofu.keizai.biz/headline/451/">http://chofu.keizai.biz/headline/451/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2008年2月以前 聖学院大学政治経済学部            「板橋区のホタル飼育施設(代表者 阿部宣男氏)から2万匹を分けてもらい本格化してきた」。(政経塾2008年2月VOL. 3)</li> </ul> <p><a href="http://www.seigakuin.jp/guide/faculty/">http://www.seigakuin.jp/guide/faculty/</a></p> <p>★ 2009年3月16日 鎌倉市 鶴岡八幡宮            「幼虫五千匹を放流した。(略)二〇〇五年から実施。卵を生み付けたコケを回収後、東京都板橋区の飼育施設でふ化させ、園児らが毎年放流している」</p> <p>神奈川新聞 2009年3月16日  <a href="http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache%3AW1PV5z7Qgi4J%3Awww.47news.jp%2FCI%2F200903%2FCI-20090316-00822.html+&amp;cd=4&amp;hl=ja&amp;ct=clnk&amp;gl=jp">http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache%3AW1PV5z7Qgi4J%3Awww.47news.jp%2FCI%2F200903%2FCI-20090316-00822.html+&amp;cd=4&amp;hl=ja&amp;ct=clnk&amp;gl=jp</a></p> <p>★ 2010年3月11日、鎌倉市 鶴岡八幡宮            ゲンジボタルの幼虫5千匹を放流した。            「6月に行われる螢放生祭を前にした恒例の行事。毎年、卵を産み付けたコケを回収した後、東京都板橋区内の飼育施設で人工ふ化させ、境内の柳原神池に放流している」</p> <p>神奈川新聞 2010.03.11 23:07:13  <a href="http://www.kanaloco.jp/article/10095/cms_id/9925">http://www.kanaloco.jp/article/10095/cms_id/9925</a></p> <p>★ 2010年10月18日 石川県 金沢市寺町5丁目            「阿部さんによると、放流した幼虫は、金沢に生息する個体を採取して繁殖させた種で、庭に定着する可能性はかなり高いという」「板橋からやってきたホタルが金沢市民を楽しませることで...」</p> <p>北國新聞 2010年10月19日            ★ 2012年3月12日 鎌倉市 鶴岡八幡宮            鶴岡八幡宮の柳原神池で幼稚園児らにより螢の幼虫放流が行われた            「幼虫は、実際に神池で産まれた螢の卵を東京都の「板橋区ホタル生態環境館」に預け、孵化・飼育させたもので、生糞の鎌</p>
--	--	--

		<p>倉生まれだ。」</p> <p>タウンニュース鎌倉版 2012年3月16日号</p> <p><a href="http://www.townnews.co.jp/0602/2012/03/16/138838.html">http://www.townnews.co.jp/0602/2012/03/16/138838.html</a></p> <p>★2012年6月4日 福島県いわき市 ホタルプロジェクト      「区のホタル生態環境館が、23年前に同県大熊町で採取した卵から繁殖を続けてきたものだ」「生態環境館では1989年に大熊町でゲンジボタルの卵を採取し、(略)その後、いわき市から来たヘイケボタルも合わせ、年間2~3万匹を羽化させている」「放流したのは元々、福島のホタルなので、里帰りしたようなもの」</p> <p>2012年6月5日 朝日新聞</p> <p>●2012年07月20日 日本大学工学部      「放流されていたホタルが羽化し、夜間に発光する様子が6月21日に初めて観察された。羽化したホタルは、東京都板橋区環境課が運営する「ホタル生態環境館」(阿部宣男館長)が提供了。」</p> <p>2012年07月20日 15:42 日本大学新聞のニュースサイトnu press e-NEWS より</p> <p><a href="http://www.nu-press.net/archives/article002106.html">http://www.nu-press.net/archives/article002106.html</a></p> <p>★2013年6月 渋谷区立●●小学校      今年は板橋区ホタル生態環境館の専門の方をお招きしてご助言をいただいている。その一つとして、今年はこの地に適した成虫を放した後、メスの成虫を板橋区の施設に預かっていただき、生まれた幼虫を●●小学校のホタル池に戻すこととも一案として検討しています。      (2014年3月に電話で「つがいの成虫と卵が産みつけられた土の塊を阿部氏に預けた」ことを副校長に確認)</p> <p><a href="http://home.u00.itscom.net/rinsen/gakkoudayori/2013/1306.htm">http://home.u00.itscom.net/rinsen/gakkoudayori/2013/1306.htm</a></p> <p>★2012年3月12日 鎌倉市 鶴岡八幡宮      「幼虫は、鎌倉を流れる滑川のホタルの“子孫”という。」      神奈川新聞 2012.03.12</p> <p><a href="http://www.kanaloco.jp/article/42882/cms_id/42673">http://www.kanaloco.jp/article/42882/cms_id/42673</a></p> <p>★2013年3月4日 鎌倉市 鶴岡八幡宮      「2006年から続く行事。幼虫は、鎌倉の自然の中で生き延びてきたホタルの子孫で、東京都板橋区の飼育施設で人工ふ化</p>
--	--	--

			させた」 2013年3月5日 東京新聞
5/16 甲 1-56	Facebook	被告	西川さん、一言でいえば「ホタル飼育はウソだった」ということです。その証拠固めをしているのが現状です。 簡潔ではありませんが詳細はこちらをご覧いただければ幸いです。
5/18 甲 1-50	Facebook	被告	板橋区のホタル館の問題。飼育されていたハズの2万匹のホタルがいないという事態を誰も説明できていない。飼育担当の元職員が飼育事実を証明すればいいだけのことだが、区当局と私が結託しての「謀略説」まで流されている。 <a href="http://fb.me/3a14riPat">http://fb.me/3a14riPat</a>
5/22 甲 1-38	Facebook	被告	『いたばしホタルの安全くいのち』を守る会』は、板橋区が1月27日におこなった板橋区ホタル生態環境館でのホタル生息数調査で、2万匹以上いるはずのホタルの幼虫が2匹しか確認できなかったのは、調査方法がズサンであったため、「『見つけられなかつた』のだと、私たちは考えています」といいます。 ... ホタル館では、実際にホタル飼育をおこなわず、夏の公開にあわせホタルを外部から持ち込んでいたのではないか?という疑惑がもたれています。
6/7 甲 2-3	Twitter	被告	指導教授はホタルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与していました RT @konamih: 阿部宣男氏の博士論文を下敷きにした著書はヤフオクで100円ぐらいで買って読んでみたけど、あまりのひどさに、こんな人と自分が同じ理学博士なのかとがっくり来たもんだ。
6/7 甲 2-3	Twitter	被告	苦節4カ月。やっと「しんぶん赤旗」(首都圏版)がとりあげてくれた板橋区のホタル飼育偽装疑惑。 <a href="http://fb.me/1xLKIB1Xh">http://fb.me/1xLKIB1Xh</a>
6/11 甲 3-7	ブログ	被告	板橋区 ホタルの闇 (10) 区長からの答弁  Q では、どうやって孵化幼虫を大きく育てることができるのか? 飼育技術上、いちばん難しいところだからこそ、しっかり説明できなければなりません。見解をお示しください。 これらの疑問に回答しないままでは2万匹の飼育を真実として受け止めることができません。 飼育担当元職員は疑問に答えることなく退職届を出し、その後免職されました。

			<p>飼育の実際の業務を委託されていた「むし企画」は、委託金1400万円の使途も、従業員の人数・氏名も明かにしていません。</p> <p>彼らの態度が、飼育偽装の疑惑をいっそう濃いものにしています。</p> <p>…ここで疑問となるのは、元職員が神社側に利益供与したとしても、なぜわざわざ鎌倉のホタルを板橋に運び、また鎌倉に戻す必要があったのか？ ということです。</p> <p>私が5月13日に神社の担当者に電話で確認したところ、「公表していないことだが、神社が民間のホタル業者に発注したホタルを、板橋のホタル館で雄雌のつがいに分ける作業をしました」と話してくれました。</p> <p>重大なのは、これが事実とすれば、たとえ誰が発注したものであれ、ホタル館と外部のホタル業者との接点があり、持ち込みも可能であったということです。</p> <p>…懲戒免職された元職員は、これまで多くのウソを言っていました。</p> <p>クロマルハナバチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルと共生関係があるとの話には、何の学術的根拠もありません。</p> <p>ホタルのせせらぎの特許使用料については、免除規定がないのに「免除できる」などと偽り、勝手に契約しています。</p> <p>…これほどの虚言を繰り返してきた人物が、ホタル飼育についてだけはホントなどとは疑わしいは当然であり、だからこそ、徹底的に調査をつくすべきです。</p>
7/11 甲 2-2	Twitter	被告	産経新聞が板橋区ホタル館での生息数について報道。「同館で飼育に関わったボランティアらは、区の調査がずさんだったと指摘している」と書くが、そのボランティアが何者かが問題。なかにはマルハナバチの販売やホタルせせらぎで利益をあげていた… <a href="http://fb.me/6AJ8Wficb">http://fb.me/6AJ8Wficb</a>
7/19 甲 1-26	Facebook	被告	私は、最初からホタル館のせせらぎでは人工飼育していなかつたという立場ですので、「殺された」と主張している人たちが立証すべきことだと思います。現時点で明らかになっている事実は、2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆

			しています。
7/19 甲 1-26～	同上	被告	浅学さん、私はホタル館以外の別の場所で飼育されたホタルが持ち込まれたことを疑っているのです。阿部氏は、外部のホタルを預かり飼育していたことを認めており、外部からの持ち込みをおこなうことは不可能ではありませんでした。外部からの持ち込みであれば、浅学さんの推定は無用です。
7/19 甲 1-27	同上	被告	責任は2万匹と虚偽の報告をしてきた飼育担当者の阿部宣男氏にあります。
7/30 甲 1-19	同上	被告	あす夜、ホタル生態環境館を閉館することについての住民説明会があります。 まだ飼育偽装の問題を解決していないままの閉館は「疑惑かくし」にもなってしまうので、閉館するまでに事実解明をしてほしいと思っています。
7/31 甲 1-18	同上	被告	6万匹とか20万匹の成虫化がいかに途方もないことか！ ホタル館ははじめからウソにまみれている。
8/1 甲 1-19	同上	被告	ドクター阿部の責任は重大です。
8/5 甲 1-17	同上	被告	8月19日の板橋区議会区民環境委員会では、ホタル生態環境館についての陳情が審議されます。1月27日に区環境課が行なった生息数調査の是非が争点になっています。「1月のホタル幼虫の体長は5ミリ～8ミリの個体がほとんどで、調査時に見逃された」という人もいるのですが、私は、その主張は疑わしいと思っています。元飼育担当職員が撮影し、自身のブログにアップした1月上旬時の写真をみると、5ミリの幼虫の体形とは違うからです。
8/19 甲 1-10	同上	被告	ウソにもとづいた飼育技術など継承に値しないし、ウソで塗り固められたホタル館を存続させるわけにもいかない。
9/5 甲 1-5	同上	被告	松崎 いたる 9月5日 TBSのNスタ。板橋区のホタル館問題を報道していたが、元飼育担当職員（「館長」ではない）が登場し、「20万匹飼育していたというのはウソ。予算獲得のために上司に言わされていました」と証言していることにびっくり。なんで今さら、そんないわけをいうのか。20万匹はウソだが2万匹はホントという信ぴょう性も根拠もないではないか！ もはやウソつきの証言だけでは信用できない。

			<p>・・・</p> <p>仮に指示されたとしても阿部宣男氏が区民にウソをつき続けてきた事実は変わらない。2万匹という最近の羽化数も異常な数字です。</p> <p>・・・</p> <p>区民を欺いていた阿部宣男氏を信用することはできませんし、彼を擁護することもできません。「2万匹」についても、その根拠が阿部宣男氏からの報告だけの状態では信用できません。</p>
9/6 甲 1-3	同上	被告	飼育事業の当初からウソがあり、それを隠しつづけてきたことが明らかになった。区民を騙し税金を支出させてきた施設を存続させること自体が問題ではないか、と思います。
H27/1/13	同上	被告	25年間にわたるウソに決着をつけず、あいまいにしたままの方が選挙に有利だというなら、それはたいへん歪んだ政治姿勢だといわなければいけない
H27/1/20	同上	被告	25年間の飼育実態が何も確認できない。裁判なら疑わしきは罰せざかも知れないが、行政では疑わしきに公金を支出せざが当然
H27/1/25	同上	被告	これまで板橋区ホタル生態環境館でおこった事件や成果・業績は、すべて元飼育担当職員による報告や証言によるもので、客観的な事実の裏付け（証拠）があるものは何もありません
H27/1/26	同上	被告	うそつきな人でも、その人権は守らなきやいけない。でも、うそつきな人の社会的信用まで守らなきやいけないか、というとそうでもない
同上	同上	被告	区の調査で飼育がウソだったことがわかった板橋区ホタル生態環境館。たくさんの政治家・議員もだまされました。 <a href="http://www1.dpj.or.jp/news/">http://www1.dpj.or.jp/news/?</a>
H27/2/9	同上	被告	<p>「板橋区のいたる所で、平和と幸せにいたる政治をめざす松崎いたるです。</p> <p>4年前の東日本大震災と福島の原発事故で、福島県大熊町の人々はふるさとを奪われ、いまだに帰ることが出来ません。その大熊町の人たちの、ささやかな希望の光となってきたのが、大熊町のホタルを25年間、代々飼育してきたとされていた、板橋区ホタル生態環境館でした。しかし、そのホタル館で大きなウソ、大きな不正が明らかになりました。</p> <p>実際には飼育せずに、区民には、よそから持ちこんだ別のホタルを見せていたというのです。</p>

H27/2/21	同上	被告	<p>板橋区ホタル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件を考えるとき、飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」もあわせて考えないと事件全体を把握することはできません。</p> <p>O：この人は虚偽を平気で公言する確信犯の詐欺師です。</p> <p>Y：科学的に明確に否定されていることと、未知の分野をザと混同させていますね。</p> <p>酷すぎます。</p> <p>S：科学では未解明のところがある、科学は完璧ではないというのはそのとおりですが、かといって科学を無視、軽視して良いわけではありません。この手の偽科学論者は「科学は完璧ではない」を都合よく悪用しているのですよね。</p> <p>K：似非科学の常套手段ですね。</p> <p>(O/Y/S/Kの発言すべてに被告は“いいね”を押している—原告代理人注)</p>
----------	----	----	---

#### 【不正に類する事実指摘による名誉毀損】

投稿日時・甲号証の箇所	SNS、インターネットブログ上の記事内の記述（※本文中の「...」は、途中省略の意で、原告代理人が記載した。）		
	手段	投稿者	本文
4/4 甲 1-104	Facebook	被告	板橋区を懲戒免職されたホタル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「無実の証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印していますが、「館長」は単なる通称にすぎず、板橋区にはホタル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です。
4/4 甲 1-105	Facebook	被告	営利企業への便宜について、当時の議会と説明されていない事實が、きのうの阿部さんの資料で明らかになりました。
4/15 甲 2-9	Twitter	被告	区議会企画総務委員会が終わりました。板橋区ホタル生態環境館の担当職員・ホタル博士の懲戒免職処分について質疑。私は詐欺、公文書偽造、収賄などの疑いについても調査を継続することを要請しました。

4/19 甲 1-89	Facebook	被告	「区民をだまし、特定業者に便宜供与し、不正を行った公務員は弱者ではありません」
5/15 甲 1-54	Facebook	被告	板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育職員（ホタル博士）がかかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。
6/9 甲 1-35	Facebook	被告	板橋区の下職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」（朝日新聞6月6日）と書かれています。しかし、09（平成21）年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業者には法人として実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます。

以上